

長崎県後期高齢者医療広域連合議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和6年8月23日

長崎県後期高齢者医療広域連合議会

議長

毎熊政直

長崎県後期高齢者医療広域連合議会規則第2号

長崎県後期高齢者医療広域連合議会傍聴規則の一部を改正する規則

長崎県後期高齢者医療広域連合議会傍聴規則（平成19年長崎県後期
高齢者医療広域連合議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第8条第4号中「外とう」を「コート」に、「襟巻」を「マフラー」に
改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。